

江の川（下流）・高津川水害タイムライン 試行運用について（案）

水害タイムラインの試行運用方法については、松江地方気象台、島根県、浜田河川国道事務所による調整を踏まえ、7月に開催予定の大規模氾濫時の減災対策協議会（幹事会）において、提示する予定です。

水害タイムライン検討会の構成機関には、減災対策協議会（幹事会）後に改めてご案内いたします。

1. タイムラインの立ち上げ・レベル移行・解除の判断基準

タイムラインの立ち上げ・レベル移行・解除は、タイムライン事務局の中に置く内部会議メンバーにおいて、情報・状況に応じて意思決定を行う予定です。

【タイムラインの立ち上げ・レベル移行・解除の基準】

- ① 気象情報や水位状況に応じて順次タイムラインレベルの移行（引き上げ、引き下げ）
- ② 被害が発生しなかった場合は、タイムラインの情報・状況に準じて引き下げ
※水位が水防団待機水位を下回り、かつ大雨警報（浸水害）及び洪水警報が解除された場合はタイムラインを解除
- ③ 被害が発生した場合（レベル 5 に到達した場合）は、応急復旧や救助活動が収束するまでレベル 5 を維持し、応急復旧や救助活動が収束した段階でタイムラインを解除

※ 詳細については図 1 参照のこと

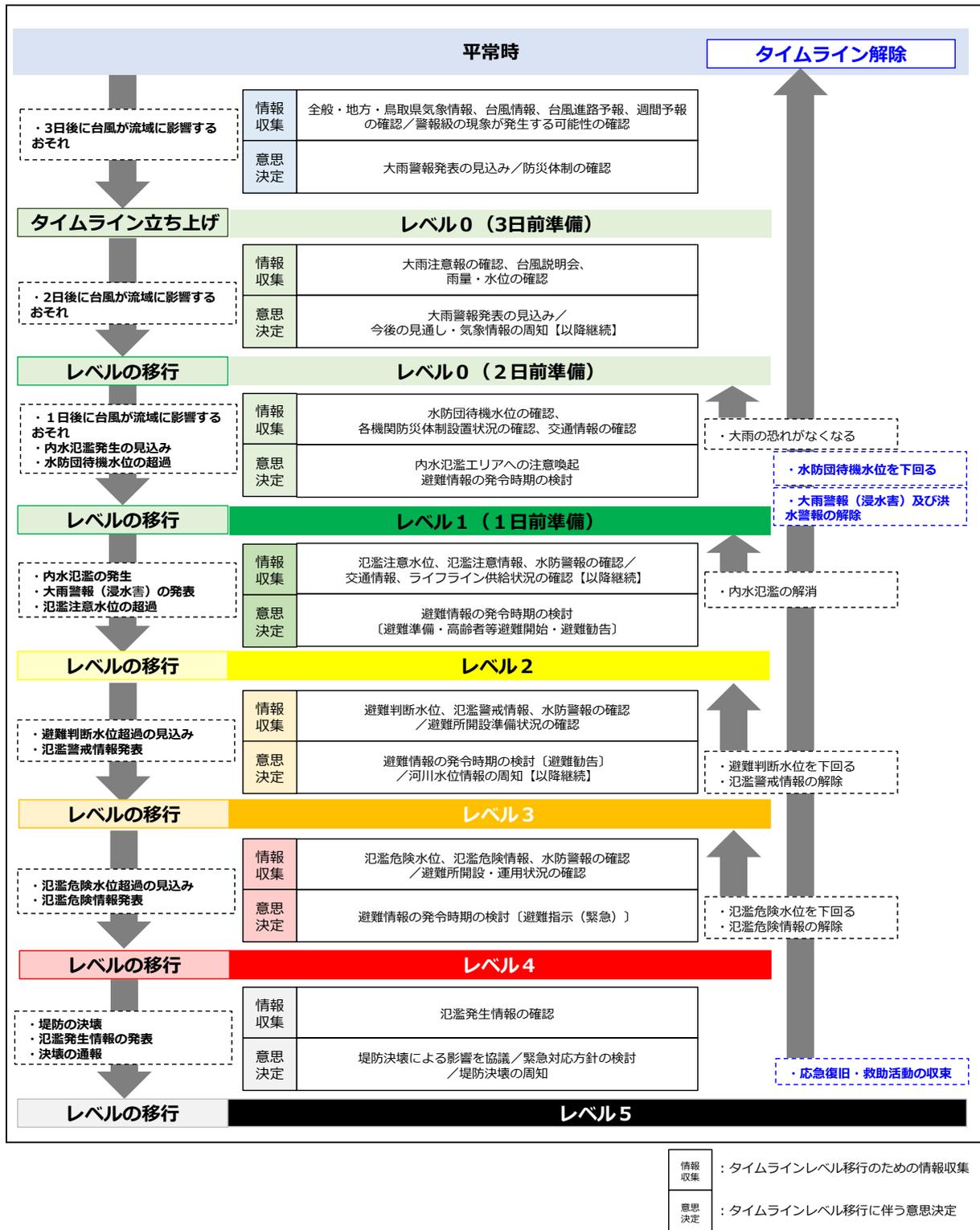


図 1 江の川（下流）・高津川水害タイムラインの立ち上げ・レベル移行・解除

※図 1 の各タイムラインレベルに示す「情報収集」・「意思決定」は浜田河川国道事務所が行う「タイムラインレベル移行のための情報収集」及び「タイムラインレベル移行に伴う意思決定」を示しています。

2. 連絡系統

基本的には江の川（下流）と高津川の河川水位がトリガーとなるため、県河川課・気象台・浜田河川国道事務所の3者でタイムラインの発動やレベル移行について判断する予定です。

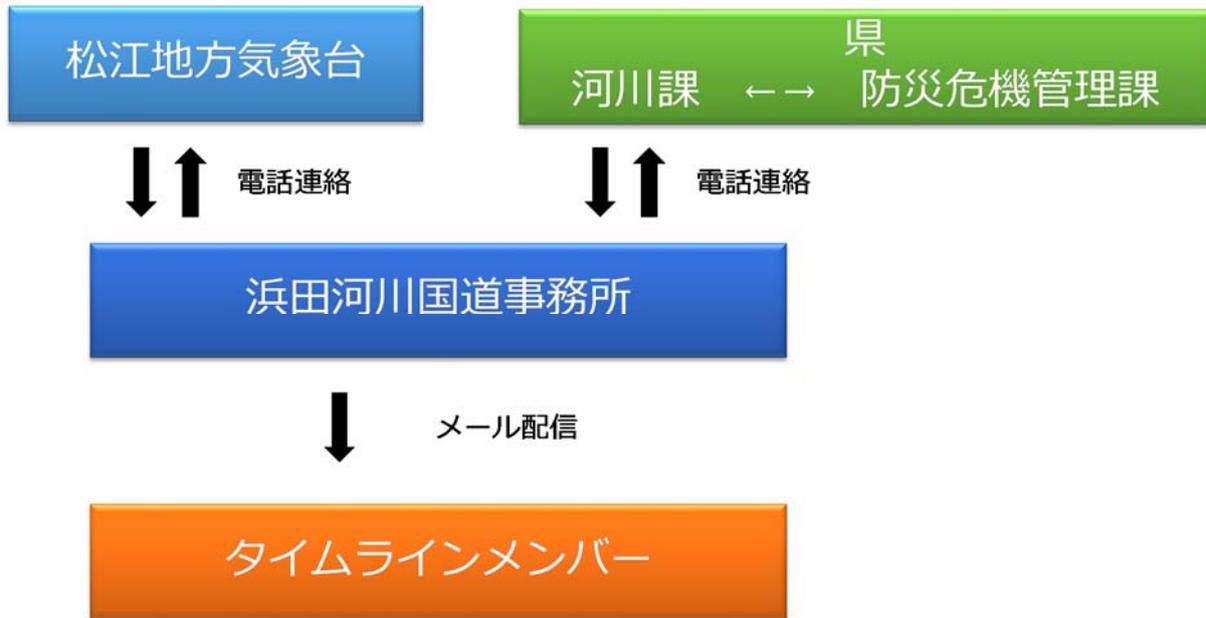


図 2 連絡系統

※内水氾濫がトリガーとなる際の情報源として、県防災危機管理課を含む。

3. 関係機関へのメーリングリストによる周知について

タイムラインを確実に運用するために各機関の情報共有が不可欠であり、これを円滑に行う手段としてメーリングリストの作成を行う予定です。

検討会参加機関におかれましては、メーリングリストの運用に基づいてタイムラインの試行運用をお願いします。

別紙に機関名、担当者名、メールアドレスを記入の上、**6月18日（火）**までにご返信をお願いいたします。

注1) 原則、タイムライン検討会参加機関の全機関にメーリングリストへ参加いただきます。

注2) メンバーの追加や変更登録が必要な場合は、浜田河川国道事務所までお知らせください。

メーリングリストは以下の方針に則り発信します。

- ▶ メーリングリストで発信する情報
 - ① タイムラインの運用に必要な情報
 - ② 住民の避難に関する情報等

■ メールの発信例（江の川（下流）の例）

件名：**【重要】江の川（下流）水害タイムライン**

江の川（下流）水害タイムライン検討会 メンバー各位

江の川（下流）水害タイムライン事務局より、以下のとおりお知らせします。

■現状について

台風○号は、現在○○付近に位置しており、尚も北上中です。

■今後の気象情報等について

○日には、江の川（下流）流域に最接近することが予想されます。

江の川（下流）流域では、○日の早朝から猛烈な雨と風が予想されており
嚴重な警戒が必要です。

■タイムライン段階（レベル）について

台風経路や今後の気象情報等から、現在のタイムライン段階をレベル2とします。